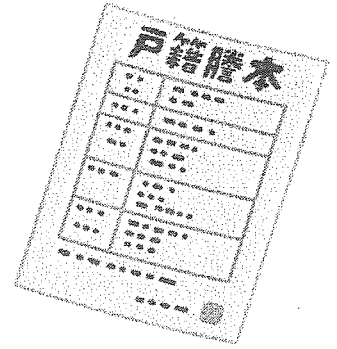


令和6年

3月1日から

市区町村窓口での戸籍の証明書の 請求が便利になります



戸籍証明書等の広域交付とは

本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口で請求ができるようになります。ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

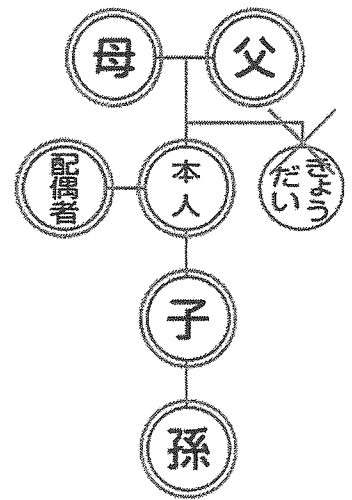
※コンピューター化されていない一部の戸籍・除籍は除きます。

※一部事項証明書・個人事項証明書は請求できません。

広域交付で戸籍証明書等を請求できる方

本人・配偶者・直系尊属（父母・祖父母等）、直系卑属（子・孫等）の戸籍証明書等を請求できます。

※父母の戸籍から除籍した兄弟姉妹の戸籍証明書は請求できません。



本人確認書類について

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等顔写真付き身分証明書によって本人確認を行います。

※保険証等の顔写真のない身分証明書は使用できません。

その他注意事項

- ・ 請求できる方が窓口で直接手続する必要があります。
- ・ 郵送や委任状を用いた代理人による請求および第三者請求は、本籍地の市区町村でしか交付できません。
- ・ 戸籍の附票、身分証明書、独身証明書は広域交付の対象外ですので、従来どおり本籍地である市区町村へ請求する必要があります。
- ・ 本籍地および筆頭者を確認してからお越しく下さい。

お問い合わせ先

真室川町役場 町民課 TEL：0233-62-2054